

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	深夜における酒類提供飲食店営業台帳
地方公共団体の機関	広島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織等の名称	広島県警察本部生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 届出年月日、2 一連番号、3 管轄署、4 受理年月日、5 法人・個人の別、6 歓楽街区分、7 営業所の名称、8 営業所所在地、10 営業所電話番号、11 法人名、12 法人所在地、14 法人又は営業者の電話番号、15 代表者又は経営者の氏名、16 代表者又は経営者の性別、17 代表者又は経営者の生年月日、18 代表者又は経営者の本（国）籍、19 代表者又は経営者の住所、20 変更届出年月日・変更事項、21 役職、22 役員の氏名、23 役員の性別、24 役員の生年月日、25 役員の本（国）籍、26 役員の住所、27 営業廃止年月日
記録範囲	深夜酒類提供飲食店開始届を提出した者
記録情報の収集方法	届出者等が提出した届出書及びその他法令に基づき収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部 総務部総務課（警察情報公開センター）
	(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町9-42

訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続き等	7、11、12、15、19 の訂正は、風営法第 33 条第 2 項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）第 104 条による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部総務部総務課 (警察情報公開センター) (所在地) 〒730-8507 広島市中区基町 9-42	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		